

令和8年度 被扶養者の要件確認について

文部科学省共済組合では、令和8年度被扶養者要件確認を本年9月に実施します。被扶養者要件確認は、現在被扶養者として認定されている方について、引き続き被扶養者の認定要件を満たしているかを確認するために行うものです。

この確認は、被扶養者資格を有しない方による医療機関等の受診や各種給付の受給を防止し、共済制度の適正な運営を図ることを目的としています。

被扶養者資格の確認に当たっては、現在の扶養状況を確認する必要があるため、対象となる方には各種証明書類等の提出をお願いしております。

お手数をおかけしますが、所属する共済組合支部の案内に従い、必要書類の提出にご協力くださいますようお願いいたします。

特定健診・特定保健指導をご利用ください

40歳以上75歳未満の被扶養者の方及び任意継続組合員の方を対象として、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病のリスクの有無を検査し、重症化の予防や早期の発見をするため、メタボリックシンドローム（※内臓脂肪症候群）に着目した**特定健康診査（特定健診）**、検査項目をさらに追加した**生活習慣病健診**を無料で実施しております。

対象者の皆様におかれましては、特定健診等を受診いただくか、特定健診に代えることができる勤務先等の健診結果を提出いただき、特定健診の実施率向上にご協力くださいますようお願い申し上げます。

また、特定健診の結果に基づき、特定保健指導の実施基準で定める支援レベルが「積極的支援」または「動機づけ支援」と判定された方に対しまして、特定保健指導のご案内を送付しています。

詳しくは文部科学省共済組合ホームページより「特定健診」または「勤務先(パート先)等の健診結果について」のバナーをクリック

※ 文部科学省共済組合では特定健診、特定保健指導の事業を(株)ベネフィット・ワンに委託して行っています。

ご利用には「ベネアカウント」の登録が必要です。

